

## 知多市コミュニティ交通広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、知多市広告掲載要綱（平成21年知多市告示第8号。以下「要綱」という。）及び知多市広告掲載審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、知多市コミュニティ交通（以下「コミュニティ交通」という。）に係る広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) バス車体（後部板） コミュニティ交通の車体後部掲示板をいう。
- (2) 運転席後部 コミュニティ交通の運転席後部掲示板をいう。
- (3) 広告掲載者 前2号に定める場所に広告を掲載することにより、自らの商品、サービス、事業等を宣伝しようとする広告主又は広告主に代わり、広告掲載の申込、広告の作成、提出、掲載等の手続きを行うものをいう。

### (広告掲載の場所)

第3条 広告掲載の場所は、前条第1号及び第2号に定めるところとする。

### (広告の規格、掲載期間及び掲載料)

第4条 広告の規格、掲載期間及び掲載料は、別表のとおりとする。

### (広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、市の広報及びホームページに掲載して行う。

2 広告掲載は、知多市コミュニティ交通広告掲載申込書（第1号様式）に、広告掲載案、市長が指示する書類（以下「申込書等」）を添えて、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

3 前2項に掲げるもののほか、必要な事項は募集要項で定めるものとする。

### (広告掲載及び広告掲載者の決定)

第6条 市長は、前条の申込書等を受理したときは、要綱及び審査基準に基づき、審査した上、広告掲載の可否及び広告掲載者を決定し、知多市コミュニティ交通広告掲載許可決定通知書（第2号様式）により広告掲載者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、掲載を可とするものの数が募集した数を超える場合は、先着順により広告掲載者を決定するものとする。

(広告原稿の作成等)

第7条 広告掲載者は、市長が指定する期日までに、広告の原稿を提出しなければならない。

2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告掲載者が負担するものとする。

3 市長は、広告の原稿が要綱及び審査基準の規定を満たしていないときその他広告の内容が不相当であると認めるときは、広告掲載者に対し、広告内容の補正を指示するものとする。

4 前項の規定による指示があったときは、広告掲載者は、広告の内容について補正し、市長が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。

(広告掲載者の責任)

第8条 広告掲載者は、コミュニティ交通に掲載された当該広告についての一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正を行ってはならない。

3 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告掲載者は、第6条の規定により決定を受けたコミュニティ交通の広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告内容の変更)

第9条 広告掲載者が広告掲載の期間内に広告内容の変更を行う場合は、知多市コミュニティ交通掲載広告変更申込書(第3号様式)を提出しなければならない。

2 市長は、前項による申込書を受けたときは、その内容を審査し、可否を決定の上、その結果を知多市コミュニティ交通掲載広告変更許可決定通知書(第4号様式)により、広告掲載者に通知するものとする。

(広告の作成、掲載、変更、撤去及び費用負担)

第10条 広告の作成費用並びにコミュニティ交通への掲載及び変更費用並びに掲載期間の終了又は掲載の必要がなくなった場合(広告掲載が取り消された場合を

含む。)の撤去費用については、広告掲載者が負担するものとし、市長の指示に従って広告の作成、掲載、変更及び撤去をしなければならない。

2 広告掲載者は、広告の掲載、変更及び撤去を行おうとするときは、コミュニティ交通の運行業務に支障が生じないように市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工しなければならない。

3 広告の掲載、変更又は撤去により、コミュニティ交通をき損し、又は破損したときは、広告掲載者が経費を負担して原状回復しなければならない。

(広告の修復)

第11条 天災その他不可抗力による場合を除き、コミュニティ交通に広告を掲載した後に、コミュニティ交通の運行に伴う事故等、市の責に帰すべき事由により広告がき損し、又は破損したときは、市が経費を負担して修復を行うものとする。

2 経年に起因する色あせなどの劣化については、市が経費を負担する修復の対象とはしないものとする。

(広告掲載料の納入)

第12条 広告掲載者は、広告掲載料を市長が指定する期日までに一括前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の免除)

第13条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、広告掲載料を免除することができる。

2 前項の規定により広告掲載料の免除を受けようとする者は、知多市コミュニティ交通広告掲載料免除申請書(第5号様式)を市長に提出し、裁定を受けなければならない。

(広告掲載料の返還)

第14条 既に納入された広告掲載料は還付しないものとする。ただし、次に掲げる場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 広告掲載の決定後、広告の掲載開始前において、広告掲載者の責に帰すべき事由によらず、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料

を全額返還する。ただし、バスの法定点検等の場合は含まない。

(2) 広告掲載期間中に広告掲載者の責に帰すべき事由によらず、広告を掲載することができなかつた場合は、日数に応じて、広告掲載料を返還する。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めたときは、広告掲載料の全部又は一部を返還することができる。

2 前項第2号及び第3号の規定による広告掲載料の返還において、1月に満たない日数分は日割りとし、算定した広告掲載料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

4 第1項の規定により広告掲載料の還付を受けようとする者は、知多市コミュニティ交通広告掲載料還付申請書（第6号様式）により市長に請求するものとする。

（広告掲載の取消し）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告掲載者が指定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。

(2) 広告掲載者が指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3) 広告掲載者が虚偽の申請をしたとき。

(4) 広告掲載者が書面により広告掲載の取下げを申し出たとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティ交通への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告を取り消したときは、市長は広告掲載者に対し、その賠償の責めを負わない。この場合において、納入済みの広告掲載料は返還しない。

（委任）

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

広告掲載 の場所	規格	掲載期間	枚数	掲載料
バス車体 (後部板)	縦45cm×横120cm	1月単位	1枚	3,080円
運転席後部 (上段)	縦36cm×横50cm以内	1月単位	1枚	2,050円

備考 広告掲載の期間は、最長1年間とし、年度を越えることはできないものとする。

第1号様式（第5条関係）

知多市コミュニティ交通広告掲載申込書

年 月 日

知多市長

様

申込者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

知多市コミュニティ交通広告掲載要領第5条の規定により、次のとおりコミュニティ交通への広告掲載を申し込みます。

なお、申し込みに際し、広告掲載に当たっては知多市広告掲載要綱、知多市広告掲載審査基準等を遵守します。

広 告 の 内 容		
広告掲載の場所	バス車体 (後部板)	
	運転席後部	
掲 載 希 望 期 間	年 月 から 年 月 までの か月	
広 告 掲 載 料	金 円	
遵 守 事 項 等		
添 付 書 類		

第2号様式（第6条関係）

知多市コミュニティ交通広告掲載許可決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載については、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	許可する。 許可しない。 (理由 )	
広告掲載の場所	バス車体 (後部板)	
	運転席後部	
広告掲載期間	年 月 から 年 月 までの か月	
広告掲載料	金 円	
掲載料納入期限	年 月 日	
広告掲載条件		



第3号様式（第9条関係）

知多市コミュニティ交通掲載広告変更申込書

年 月 日

知多市長 様

申込者 住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

コミュニティ交通等に掲載した広告を変更したいので知多市コミュニティ交通広告掲載要領第9条の規定により、次のとおり申し込みます。

変 更 後 の 広 告 内 容	
変 更 理 由	
変 更 広 告 掲 載 希 望 期 間	年 月 から 年 月 まで
添 付 書 類	

第4号様式（第9条関係）

知多市コミュニティ交通掲載広告変更許可決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで申込みのありました掲載広告の変更については、  
次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	許可する。 許可しない。 (理由 )	
広告掲載の場所	バス車体 (後部板)	
	運転席後部	
変更広告掲載期間	年 月から 年 月までの か月	
広告掲載条件		

第5号様式（第13条関係）

知多市コミュニティ交通広告掲載料免除申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

知多市コミュニティ交通広告掲載要領第13条の規定により、次のとおりコミュニティ交通広告掲載料の免除を申請します。

既定掲載料金額	円
申 請 理 由	

市 処 理 欄	
決 定 事 項	1 免除する。 2 免除しない。 (理由 )

第6号様式（第14条関係）

知多市コミュニティ交通広告掲載料還付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

知多市コミュニティ交通広告掲載要領第14条の規定により、次のとおりコミュニティ交通広告掲載料の還付を申請します。

決定通知日	年 月 日	決定通知番号	知多市 指令 第 号
広告掲載期間	年 月から 年 月までの か月		
既納掲載料	円	還付申請額	円
申請理由			
還付金振込先	金融機関名	支店名	預金種目 普通・当座
	口座番号	フリガナ 口座名義	

市 処 理 欄				
決定事項	1 還付する。 2 還付しない。 (理由 )			
	既納掲載料	還付金額	差引掲載料	還付予定日
	円	円	円	・ ・